

## 公益財団法人岐阜県教育文化財団役員等の報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岐阜県教育文化財団（以下「財団」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、これに評議員を加えて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び諸手当をいい、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。

### (常勤役員等の報酬等)

第3条 財団は、常勤役員の対価として報酬等を支給するものとする。

- 2 常勤役員に対する報酬等は、報酬、役員手当及び期末手当とする。
- 3 常勤役員の報酬の月額、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年10月1日岐阜県条例第29号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号に定める別表第一行政職給料表の定年再任用短時間勤務職員の項に定める基準給料月額を踏まえて算定し、別表第1に定める額とする。
- 4 役職手当の額は、別表第2に定める額とする。
- 5 期末手当の額は、報酬月額に別表第3に定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 6 期末手当の在職期間は、岐阜県その他の団体の期間を通算しないものとする。
- 7 期末手当は、前2項を除き給与条例に準じて支給する。
- 8 常勤役員には、退職手当を支給しない。

### (非常勤役員及び評議員の報酬等)

第4条 非常勤の役員には、報酬等は支給しないものとする。

- 2 評議員は、無報酬とする。

### (報酬等の支払日及び支払方法)

第5条 常勤役員等の報酬等の支払日及び支払方法は、給与条例に準ずる。

### (費用)

第6条 財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を給与条例に準じて支給する。

(公表)

第7条 この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 別表第1及び第2に掲げる常勤役員の報酬月額及び役員手当支給割合は、平成26年3月31日までの間適用する。
- 3 役員手当及び期末手当の計算の基礎となる報酬月額は、別表第1の金額を100分の92.7で除した金額とする。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成26年12月25日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日に遡及して適用する。

#### 附 則

この規程は、平成29年3月23日から施行し、平成28年4月1日に遡及して適用する。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日に遡及して適用する。

#### 附 則

この規程は、平成30年3月22日から施行し、別表第1の改正規定は平成29年4月1日から適用し、別表3の改定規程は平成29年12月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行し、別表第1の改正規定は平成30年4月1日から適用し、別表第3の改正規程は平成30年12月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 令和3年12月の期末手当支給割合は、改正後の別表第3の規定にかかわらず、100分の107.5とする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年3月24日から施行し、令和4年12月1日から適用する。
- 2 令和4年12月の期末手当支給割合は、改正後の別表第3の規定にかかわらず、100分の117.5とする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年3月22日から施行し、別表第1の改正規定は令和5年4月1日から適用し、別表第3の改正規定は令和5年12月1日から適用する。
- 2 令和5年12月の期末手当支給割合は、改正後の別表第3の規定にかかわらず、100分の120とする。

附 則

- 1 この規程は、令和7年3月19日から施行し、別表第1の改正規定は令和6年4月1日から適用し、別表第3の改正規定は令和6年12月1日から適用する。
- 2 令和6年12月の期末手当支給割合は、改正後の別表第3の規定にかかわらず、100分の122.5とする。

別表第1（第3条第3項関係）

常勤役員の報酬月額

| 職務の級 | 報酬月額     |
|------|----------|
| 6 級  | 326,700円 |
| 7 級  | 369,600円 |

別表第2（第3条第4項関係）

常勤役員の役員手当

| 職務の級 | 役員手当    |
|------|---------|
| 6 級  | 50,000円 |
| 7 級  | 80,000円 |

別表第3（第3条第5項関係）

常勤役員の期末手当支給割合

|          |              |          |
|----------|--------------|----------|
| 6月の期末手当  | 報酬月額に対する支給割合 | 100分の120 |
| 12月の期末手当 | 報酬月額に対する支給割合 | 100分の120 |